

11 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例

○ 特例の概要

認定医療法人（医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成29年10月1日）から令和2年9月30日までの間に厚生労働大臣の認定（89ページの（注1）参照）を受けた医療法人に限ります。）の持分を有する人（贈与者）がその持分の全部又は一部の放棄（認定移行計画に記載された移行期限までに新医療法人（89ページの（注2）参照）への移行をする場合におけるその移行の基因となる放棄に限り、遺言による放棄を除きます。）をしたことにより、その認定医療法人が経済的利益（11ページの「ロ 贈与を受けたものとみなされる財産」の「6」の利益をいいます。）を受けた場合であっても、**贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に、贈与税の申告書に下表に掲げる書類を添付して提出したときは、その経済的利益について、贈与税は課税されません。**

添付書類	
1	医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書
2	認定医療法人の定款の写し（厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類）
3	認定医療法人の認定移行計画の写し
4	贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前におけるその認定医療法人の出資者名簿の写し
5	厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」の写しなどで、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があったことを明らかにする書類

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

《厚生労働大臣の認定が取り消された場合の修正申告等について》

この特例の適用を受けて令和元年分の贈与税の申告をした認定医療法人（その認定医療法人が合併により消滅した場合には、その合併によりその認定医療法人の権利義務の全てを承継した医療法人）が、贈与税の申告書の提出期限（6ページ参照）からその認定医療法人が新医療法人への移行をした日から起算して6年を経過する日までの間に、平成18年医療法等改正法附則第10条の4第2項又は第3項の規定により厚生労働大臣の認定が取り消された場合には、その認定医療法人を個人とみなして、その経済的利益について贈与税が課税されます。

この場合において、その認定医療法人は、その厚生労働大臣の認定が取り消された日の翌日から2か月以内に、令和元年分の贈与税についての修正申告書を提出し、かつ、その期限内にその修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければなりません。

なお、この場合における認定医療法人の納付すべき贈与税額は、その放棄により受けた経済的利益について、その放棄をした人の異なるごとに、その放棄をした人の各一人のみから経済的利益を受けたものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額となります。